

総合的病院に関する検討会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市が誘致する総合的病院の開設及び運営等について医療法人社団葵会（以下「葵会」という。）との合意に向けた具体的な検討を行うに当たり、広く関係者等の意見を聴取することを目的に検討会を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 次の各号に掲げる検討会は、当該各号に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域連携機能等検討会 総合的病院の地域連携のあり方、役割、機能等について検討を行う。
- (2) 建設等検討会 用途地域の変更、地区計画の策定、逗子市まちづくり条例等を踏まえた病院の建設等について検討を行う。

(メンバー)

第3条 前条第1号の地域連携機能等検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 地域医療に関する活動をしている市民団体から推薦された者
- (2) 一般社団法人逗葉医師会から推薦された者
- (3) 一般社団法人逗葉歯科医師会から推薦された者
- (4) 逗葉薬剤師会から推薦された者
- (5) 公益財団法人逗葉地域医療センターから推薦された者
- (6) 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会から推薦された者
- (7) 葵会職員
- (8) 葉山町職員
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要があると認めた者

2 前条第2号の建設等検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 葵会職員
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要があると認めた者

3 前2項に規定する検討会（以下「検討会」という。）への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合にはこの限りでない。

（アドバイザー）

第4条 市長は、検討会の開催に当たり、総合的病院について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（協力の要請）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、国保健康課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、検討会が所掌事項の処理を完了した日限りでその効力を失う。